

**全国健康保険協会管掌健康保険  
被保険者に対する特定保健指導における血液検査等検査業務委託要領  
令和3年度 東京支部**

## 1 目的

この要領は、被保険者に対する特定保健指導における血液検査等検査業務の委託を実施するにあたって、遵守すべき事項を示すと共に、被保険者に対する特定保健指導における血液検査等検査業務の委託に係る事務を適正に運営することを目的とする。

## 2 受託要件

受託要件は、全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診実施要綱に基づく健診の実施機関であることとする。

## 3 対象者

対象者は、以下の①及び②に該当し、生活習慣改善努力の効果測定を希望する被保険者とする。

- ① 全国健康保険協会東京支部（以下「協会けんぽ東京支部」という。）の受託機関が実施する特定保健指導の利用者
- ② ①の特定保健指導において、初回面談から3ヶ月以上経過し、かつ支援計画上の実績評価予定日が経過していない者（途中中断者を除く）

## 4 委託業務の内容

受託機関に委託する業務の内容は、次の(1)及び(2)とする。

### (1) 検査等

以下の①から③までの全てを実施する。

#### ①計測

身長、体重、BMI、腹囲、血圧

#### ②生化学検査

空腹時血糖（※）、総コレステロール、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、GOT（AST）、GPT（ALT）、 $\gamma$ -GTP  
※ 空腹時の採血ができない場合には、HbA1c検査を実施する。

#### ③尿検査

尿糖、尿蛋白

(2) (1)の業務に付随する受診者への通知、管理、報告等の必要な業務

## 5 業務の手順

### (1) 対象者への案内

協会けんぽ東京支部の委託により実施する特定保健指導の利用者については当該特定保健指導実施機関から、申込書等を送付する。

### (2) 申し込み

受託機関において、当該検査を希望する者から申し込みの連絡を受けた場合には、検査日程を調整する。

なお、血液検査の実施に当たり、当該検査を希望する者の生活習慣病予防健診等の結果を必要とする場合には、検査日に持参するよう案内すること。

### (3) 資格確認

「8 資格確認及び支払基準」のとおり実施する。

### (4) 検査の実施

「4 委託業務の内容」のとおり実施する。

### (5) 検査結果の通知及び報告

受託機関は受診者に対し、受託機関の任意様式で検査結果を通知する。

なお、通知には、検査項目、検査結果及び医師の所見などの項目を表示すること。

なお、検査結果通知は、受診者のプライバシー保護に十分に留意したうえで、個人宛親展封書に封入もしくは受診者へ直接、対面での引き渡しで検査結果を通知すること。

また、別添様式2から別添様式4を1ヶ月ごとに取りまとめ、検査実施月の翌月15日までに協会けんぽ東京支部へ報告すること。

## 6 期間

契約期間については年度単位（4月～翌年3月まで）を基本とする。

また、あらかじめ契約の自動更新に関して必要な条項を記載した契約書を取り交わしている場合は、契約終了の時から契約期間を1箇年として、自動的に契約を更新することができることとする。

## 7 費用及び請求

### (1) 費用

この検査に係る1人当たり委託料単価は3,000円（税抜）。

受診者負担は無料とする。

なお、当該委託料単価については、1回の特定保健指導につき、1回に限って協会けんぽ東京支部が全額を負担する。

## (2) 請求

検査実施月の翌月15日までに、協会支部が指定する様式（別添様式1から別添様式4）により請求する。

なお、原則として、振込先口座は、生活習慣病予防健診費用の振込先口座と同一とする。送付先は、全国健康保険協会東京支部指導チーム「血液検査請求書在中」と記載し、他の書類を混在させず送付すること。様式については、別添様式1から別添様式4まで順番に並べて封入すること。ただし、様式3と様式4は受診者ごとに並べること。

なお、提出する際は、安全な運搬方法（日本郵便のレターパックプラスや日本郵便以外の宅配業者で信書が送れる宅配など、物品の追跡及び対面での物品引き渡しができるセキュリティ便）を用いること。

## 8 資格確認及び支払基準

受託機関は、血液検査等検査の利用者の被保険者証を確認し、協会の被保険者であることの確認（以下、「資格確認」という。）を行う。

また、支払い基準は、以下のとおりとする。

(1) 資格確認を行わずに実施した者が無資格者であった場合は、受託機関の責任・負担とし、受託機関からの請求額は支払わないこととする。

(2) 協会支部から資格喪失の連絡を受けている利用者に対して実施した場合は、受託機関の責任・負担とし、受託機関からの請求額は支払わないものとする。

(3) 受託機関において、被保険者証を確認して実施した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとは判断できない場合など、明らかに受託機関に責任がない場合は、請求額を受託機関に支払うこととする。

(4) 受託機関において、契約書で定められた受託業務の内容と異なる業務・請求を行った場合は、受託機関の責任・負担とし、受託機関からの請求額は支払わないこととする。

## 9 個人情報の保護

受託機関は、受託業務の遂行上知り得た個人情報の取り扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）等関係法令のほか、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等の遵守を徹底すること。

## 10 その他

本委託要領に定めのない事項については、その都度協会けんぽ東京支部と協議のうえ決定すること。